

改 正 後	改 正 前
<p>埼玉県税条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>第八節 自動車税 (第四十七条―<u>第五十五条の六</u>)</p> <p>第九節～第十一節 (略)</p> <p>第三章・附則 (略)</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(県税に関する証明書の交付等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の証明書の交付手数料は、証明書一枚ごとに四百円とする。ただし、<u>第五十五条の六</u>及び第六十一条の二の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人)</p> <p>第十五条 県税(法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税に限る。次項において同じ。)の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合(法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合)においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地所管の県</p>	<p>埼玉県税条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章</p> <p>第一節～第七節 (略)</p> <p>第八節 自動車税 (第四十七条―<u>第五十五条の十九</u>)</p> <p>第九節～第十一節 (略)</p> <p>第三章・附則 (略)</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(県税に関する証明書の交付等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 前項の証明書の交付手数料は、証明書一枚ごとに四百円とする。ただし、<u>第五十五条の十九</u>及び第六十一条の二の規定による証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(納税管理人)</p> <p>第十五条 県税(法人の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税の種別割、鉦区税及び固定資産税に限る。次項において同じ。)の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合(法人の県民税にあつては、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなつた場合)においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地</p>

改正後	改正前
<p>税事務所の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は当該所管区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。</p>	<p>所管の県税事務所の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は当該所管区域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第十六条～第三十二条の二の三 (略)</p>	<p>第十六条～第三十二条の二の三 (略)</p>
<p>(不動産取得税の免税点) 第三十二条の二の四 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては<u>十六万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下<u>この条</u>において同じ。）につき<u>六十六万円</u>、その他のものにあつては一戸につき<u>三十四万円</u>に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>(不動産取得税の免税点) 第三十二条の二の四 不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては<u>十万円</u>、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。以下<u>本条</u>において同じ。）につき<u>二十三万円</u>、その他のものにあつては一戸につき<u>十二万円</u>に満たない場合においては、不動産取得税を課さない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第三十二条の三～第四十六条の二十四 (略)</p>	<p>第三十二条の三～第四十六条の二十四 (略)</p>
<p>(自動車税の納税義務者等) 第四十七条 <u>自動車税は、自動車に対し、その所有者に課する。</u> <u>(削る)</u></p>	<p>(自動車税の納税義務者等) 第四十七条 <u>自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。</u> <u>2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2</u> 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により<u>自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項</u>の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に<u>自動車税</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみならず課税)</p> <p>第四十八条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、買主を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令で定めるものを含まないものとする。</u></p> <p><u>3</u> 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により<u>種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第一項</u>の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に<u>種別割</u>を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。</p> <p>(自動車税のみならず課税)</p> <p>第四十八条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、<u>自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び</u>自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を<u>自動車の取得者及び</u>自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。</p> <p><u>3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p>

改正後	改正前
<p>第四十九条 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第四十九条 (略)</p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第五十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（第五十二条及び第五十四条において「通常の取得価額」という。）とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第五十一条 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。</u></p> <p><u>一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。）</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ハ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。</u></p> <p><u>へ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>二 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>ス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>三 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>をいい、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第三号において同じ。)</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（次項第三号ハ(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。</u></p> <p><u>(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び次項第三号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。</u></p> <p><u>2 次に掲げる自動車（法第四百九条第一項及び前項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。</u></p> <p><u>二 次に掲げるガソリン自動車</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>二 次に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>三 次に掲げる軽油自動車</u></p> <p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p><u>ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p><u>ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(1) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。</u></p>

改正後

改正前

(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

3 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。

4 第一項（第一号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、ロ及びニに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p><u>第一項第一号イ</u> <u>(2)</u></p>	<p><u>基準エネルギー消費</u> <u>効率であつて令和十</u> <u>二年度以降の各年度</u> <u>において適用される</u> <u>べきものとして定め</u> <u>られたもの（以下こ</u> <u>の条において「令和</u> <u>十二年度基準エネル</u></p>	<p><u>法第百四十九条第二</u> <u>項に規定する基準エ</u> <u>ネルギー消費効率で</u> <u>あつて平成二十二</u> <u>年度以降の各年度にお</u> <u>いて適用されるべき</u> <u>ものとして定められ</u> <u>たもの（以下この号及</u></p>
--------------------------------------	--	---

改正後	改正前		
		<u>ギー消費効率」という。)</u> に百分の八十	び次項第一号において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の <u>百七十三</u>
	<u>第一項第一号イ(3)</u>	<u>基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)</u>	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の <u>百五十</u> を乗じて得た数値
	<u>第一項第一号ロ(2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</u>	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の <u>百八十四</u>
	<u>第一項第一号ロ(3)</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率</u>	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の <u>百五十</u> を乗じて得た数値
	<u>第一項第一号ホ(2)</u>	<u>令和四年度基準エネルギー消費効率)</u>	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の <u>百五十五</u> を乗じて得た数値)
	<u>第二項第一号イ(2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十</u>	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の <u>百五十一</u>

改正後	改正前		
	<u>第二項第一号イ (3)</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率</u>	<u>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</u>
	<u>第二項第一号ロ (2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五</u>	<u>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十二</u>
	<u>第二項第一号ロ (3)</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率</u>	<u>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</u>
	<u>第二項第一号ニ (2)</u>	<u>令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五</u>	<u>平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七</u>
<p><u>5 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>			
<u>第一項第一号イ (2)</u>		<u>令和十二年度以降の各年度において適用</u>	<u>令和二年度以降の各年度において適用さ</u>

改正後	改正前		
		<p>されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十</p>	<p>れるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十六</p>
	<p><u>第一項第一号ロ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三</p>
	<p><u>第一項第二号イ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六</p>
	<p><u>第一項第二号ロ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三</p>
	<p><u>第一項第三号イ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十六</p>
	<p><u>第一項第三号ロ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三</p>
	<p><u>第二項第一号イ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二</p>
	<p><u>第二項第一号ロ(2)</u></p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九</p>
	<p><u>第二項第二号イ</u></p>	<p>令和十二年度基準エ</p>	<p>令和二年度基準エネ</p>

改正後

改正前

<u>(2)</u>	<u>エネルギー消費効率に百分の七十</u>	<u>ルギー消費効率に百分の百二</u>
<u>第二項第二号ロ(2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九</u>
<u>第二項第三号イ(2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二</u>
<u>第二項第三号ロ(2)</u>	<u>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五</u>	<u>令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九</u>

6. 第一項（第三号トに係る部分に限る。）及び第二項（第三号ホに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第三号ホ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

(環境性能割の免税点)

第五十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環

(削る)

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第五十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第五十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。この場合において、自動車は第四十七条第一項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及び通常の取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。</u></p> <p><u>一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時</u></p> <p><u>二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第五十五条の十四第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）</u></p> <p><u>三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時）</u></p> <p><u>四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日</u></p> <p><u>(課税されない自動車に関する報告)</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第五十五条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>条において同じ。)</u>は、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、<u>施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の納付の方法)</u></p> <p><u>第五十五条の二 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）を納付する場合には、法第百六十二条第一項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定による現金の納付があつたときは、申告書又は修正申告書に規則で定める納税済印を押さなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第五十五条の三 削除</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第五十五条の四 知事は、環境性能割の納税義務者が第五十四条の規定により報告し、又は第五十五条の規定により報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料を徴収する場合において発する過料納入命令書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)</u></p> <p><u>第五十五条の五 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p> <p><u>2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。</u></p> <p><u>3 前項の申告をする者は、規則で定める様式による申告書に第一項の規定の適用があるべきことを証するに足りる書類を添付して、第五十四条の規定により申告をする際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。</u></p> <p><u>5 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。</u></p> <p><u>6 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。</u></p> <p><u>7 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)</u> <u>第五十五条の六 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。</u> <u>2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。</u> <u>3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(環境性能割の減免)</u> <u>第五十五条の七 次に掲げる自動車に対しては、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を免除する。</u> <u>一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者（日本赤十字社を除く。）の救急自動車、へき地における巡回診療のために使用する自動車又は血液事業の用に供する自動車</u> <u>二 構造上、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）の利用に専ら供するためのものと認められる自動車</u> <u>知事において必要があると認めるもの</u> <u>2 知事は、身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）若しくは身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にす</u></p>

改正後	改正前
<p>(自動車税の税率)</p> <p>第五十条 次の各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 前項第二号中最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する自動</p>	<p><u>る者が運転する自動車</u>が当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等と生計を一にする者が取得した自動車である場合又は身体障害者等のみで構成される世帯の当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車<u>が当該身体障害者等が取得した自動車である場合において、必要があると認めるときは、当該自動車</u>を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。</p> <p>3 <u>知事は、次に掲げる自動車（第一項第二号及び前項に規定する自動車を除く。）</u>に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、当該自動車に係る環境性能割の額から当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者が運転するための構造変更に係る価額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を減額することができる。</p> <p>一 <u>構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車</u></p> <p>二 <u>専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車</u>で営業用のもの</p> <p>4 <u>知事は、次に掲げる自動車</u>に対し、必要があると認めるときは、当該自動車を取得した者の申請により、環境性能割を減免することができる。</p> <p>一 <u>天災その他の災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車に代わる自動車</u></p> <p>二 <u>取得した自動車</u>がその取得の直後に天災その他の災害により滅失し、又は損壊した場合における当該自動車</p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、特別の事情による自動車</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第五十五条の八 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 前項第二号中最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別</p>

改正後	改正前
<p><u>車税</u>については、当該年額にそれぞれ次の区分による金額を加算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(<u>自動車税</u>の賦課期日)</p> <p><u>第五十一条</u> <u>自動車税</u>の賦課期日は、四月一日とする。</p> <p>(<u>自動車税</u>の納期)</p> <p><u>第五十二条</u> <u>自動車税</u>の納期は、五月一日から同月三十一日までとする。</p> <p>2 賦課期日後に納税義務が発生した<u>自動車税</u>で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>(<u>自動車税</u>の徴収の方法)</p> <p><u>第五十三条</u> <u>自動車税</u>の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 <u>自動車税</u>を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）</u>の申請があつた自動車について法<u>第百五十七条第一項</u>の規定により課する<u>自動車税</u>の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>4 知事は、前項の<u>規定により自動車税</u>を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該<u>自動車税</u>の額に相当する現金の納付を受けた後、<u>第五十五条</u>の規定による申告書に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。</p> <p>5 <u>第五十五条</u>の規定による申告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により<u>自動車税</u>を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該<u>自動車税</u>の徴収については、普通徴収の方法による。</p>	<p><u>割</u>については、当該年額にそれぞれ次の区分による金額を加算した額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日)</p> <p><u>第五十五条の九</u> <u>種別割</u>の賦課期日は、四月一日とする。</p> <p>(<u>種別割</u>の納期)</p> <p><u>第五十五条の十</u> <u>種別割</u>の納期は、五月一日から同月三十一日までとする。</p> <p>2 賦課期日後に納税義務が発生した<u>種別割</u>で普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p> <p><u>第五十五条の十一</u> <u>種別割</u>の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 <u>種別割</u>を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、納税通知書をその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 <u>新規登録</u>の申請があつた自動車について法<u>第百七十七条の十第一項</u>の規定により課する<u>種別割</u>の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>4 知事は、前項の<u>規定による種別割</u>を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該<u>種別割</u>の額に相当する現金の納付を受けた後、<u>第五十五条の十四</u>の規定による申告書に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。</p> <p>5 <u>第五十五条の十四</u>の規定による申告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により<u>種別割</u>を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該<u>種別割</u>の徴収については、普通徴収の方法による。</p>

改正後

改正前

(削る)

(自動車税の徴収の方法の特例)

第五十四条 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第百五十一号) 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項又は第二項の規定による申告書の提出を行うときは、前条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を施行規則で定める方法により徴収することができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第五十五条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その事実が発生した日の翌日から起算して七日を経過する日まで（七日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は同法第十三条第一項に規定する移転登録（次項において「移転登録」という。）の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める様式によつて、申告書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 自動車~~が~~第四十九条又は第五十五条の四第一項の規定の適用を受けることとなつたとき、又は受けなくなつたとき。

三 第四十七条第二項の使用者となつたとき、又は使用者でなくなつた

第五十五条の十二 削除

(種別割の徴収の方法の特例)

第五十五条の十三 知事は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項又は第二項の規定による申告書の提出を行うときは、第五十五条の十一第三項及び第四項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則で定める方法により徴収することができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第五十五条の十四 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その事実が発生した日の翌日から起算して七日を経過する日まで（七日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録（次項において「変更登録」という。）又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める様式によつて、申告書を知事に提出しなければならない。

一 (略)

二 自動車~~が~~第四十九条又は第五十五条の十七第一項の規定の適用を受けることとなつたとき、又は受けなくなつたとき。

三 第四十七条第三項の使用者となつたとき、又は使用者でなくなつた

改正後	改正前
<p>とき。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 自動車税の納税義務者が第一項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(自動車の売主の報告)</p> <p>第五十五条の二 第四十八条第一項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、知事が指定した日までに、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第五十五条の三 知事は、自動車税の納税義務者又は第四十八条第一項に規定する自動車の売主が申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、これらの者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(自動車税の課税免除及び減免)</p> <p>第五十五条の四 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、あらかじめ知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 知事は、身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの (以下この項及び次</p>	<p>とき。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 種別割の納税義務者が第一項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、第一項の例により申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(自動車の売主の報告)</p> <p>第五十五条の十五 第四十八条第一項に規定する自動車の売主は、知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、知事が指定した日までに、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第五十五条の十六 知事は、種別割の納税義務者又は第四十八条第一項に規定する自動車の売主が申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、これらの者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(種別割の課税免除及び減免)</p> <p>第五十五条の十七 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、あらかじめ知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 知事は、身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等のために当</p>

改正後	改正前
<p><u>項において「身体障害者等」という。）</u>若しくは身体障害者等と生計を一にする者が所有する自動車で当該身体障害者等若しくは当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、一台に限り、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者の申請によつて<u>自動車税</u>を減免することができる。</p>	<p>該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるものに対しては、一台に限り、当該身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者の申請によつて<u>種別割</u>を減免することができる。</p>
<p>3 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（前項に規定する自動車を除く。）のうち、必要があると認めるものに対しては、当該自動車の所有者の申請によつて<u>自動車税</u>を減免することができる。</p>	<p>3 知事は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車（前項に規定する自動車を除く。）のうち、必要があると認めるものに対しては、当該自動車の所有者の申請によつて<u>種別割</u>を減免することができる。</p>
<p>4 知事は、公益のため直接専用する自動車で必要があると認める場合又は天災その他特別の事情により必要があると認める場合は、当該納税者の申請によつて<u>自動車税</u>を減免することができる。</p>	<p>4 知事は、公益のため直接専用する自動車で必要があると認める場合又は天災その他特別の事情により必要があると認める場合は、当該納税者の申請によつて<u>種別割</u>を減免することができる。</p>
<p>（<u>自動車税</u>に係る督促）</p>	<p>（<u>種別割</u>に係る督促）</p>
<p><u>第五十五条の五</u> 納税者が納期限までに<u>自動車税</u>に係る徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後六十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。</p>	<p><u>第五十五条の十八</u> 納税者が納期限までに<u>種別割</u>に係る徴収金を完納しない場合には、徴税吏員は、納期限後六十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。</p>
<p>（<u>自動車税</u>に係る証明書の交付）</p>	<p>（<u>種別割</u>に係る証明書の交付）</p>
<p><u>第五十五条の六</u> 知事は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が、同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該自動車について現に<u>自動車税</u>を滞納していないとき、又は当該<u>自動車税</u>を現に滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規</p>	<p><u>第五十五条の十九</u> 知事は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする自動車に係る所有者が、同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該自動車について現に<u>種別割</u>を滞納していないとき、又は当該<u>種別割</u>を現に滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、規則</p>

改正後	改正前
<p>則で定めるところにより、その旨を証する証明書を当該所有者に交付するものとする。</p>	<p>で定めるところにより、その旨を証する証明書を当該所有者に交付するものとする。</p>
<p>第五十六条～第九十九条 (略)</p>	<p>第五十六条～第九十九条 (略)</p>
<p>附 則 第一条～第三条 (略)</p>	<p>附 則 第一条～第三条 (略)</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例)</u> <u>第三条の二 知事は、法附則第二十九条の九第一項及び法附則第二十九条の十第一項の規定に基づく軽自動車税の環境性能割の賦課徴収及び減免に関する事務を埼玉県自動車税事務所長に委任するものとする。ただし、規則で定める事務は、この限りでない。</u></p>
<p>第四条～第六条 (略)</p>	<p>第四条～第六条 (略)</p>
<p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 第六条の二 <u>(削る)</u></p>	<p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除) 第六条の二 <u>平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法附則第五条の四第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p>
<p>平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法<u>附則第五条の四第一項</u>に規定する控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p><u>2</u> 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、法<u>附則第五条の四の二第一項</u>に規定する控除額を、当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>第六条の三～第六条の六 (略)</p>	<p>第六条の三～第六条の六 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十一条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第三十二条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から<u>令和十三年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第三十二条の八第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第三十二条の九第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から<u>令和十三年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、第三十二条の八第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、四年）」と、第三十二条の九第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する施行令で定める場合には、四年）」とする。</p> <p>第十一条の三～第二十一条の二（略）</p> <p><u>第二十二条 削除</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>第七条～第十一条（略）</p> <p>（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）</p> <p>第十一条の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第三十二条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から<u>令和八年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。</p> <p>2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第三十二条の八第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第三十二条の九第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から<u>令和八年三月三十一日</u>までの間に行われたときに限り、第三十二条の八第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合には、四年）」とする。</p> <p>第十一条の三～第二十一条の二（略）</p> <p><u>(軽油引取税の税率の特例)</u></p> <p><u>第二十二条 軽油引取税の税率は、第四十六条の八の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。</u></p> <p><u>(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)</u></p> <p><u>第二十二条の二 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九条第一項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後の第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項</u></p>

改正後	改正前			
	<p><u>の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四十六条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四十六条第六項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。</u></p>			
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第二十二条の三 法附則第十二条の二の十第一項の条例で定める路線は、国土交通大臣が地方バス路線の維持のために交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスが運行の用に供される路線とする。</u></p>			
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第二十二条の四 営業用の自動車に対する第五十一条第一項及び第二項(これらの規定を同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1173 1385 2065 1430"> <tr> <td data-bbox="1173 1385 1576 1430">第一項(第四項から第六項ま</td> <td data-bbox="1579 1385 1800 1430">百分の一</td> <td data-bbox="1803 1385 2065 1430">百分の〇・五</td> </tr> </table>	第一項(第四項から第六項ま	百分の一	百分の〇・五
第一項(第四項から第六項ま	百分の一	百分の〇・五		

改正後

改正前

でにおいて準用する場合を含む。)

第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。)

第三項

百分の二

百分の三

百分の一

百分の二

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第二十二条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第四十八条第三項に規定する新規登録(以下この条、附則第二十三条及び附則第二十三条の二において「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三条第一項に規定する基本方針(次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。)に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第二号及び第三項第二

(削る)

改正後	改正前
	<p><u>号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第二十二条の五第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第二十二条の五第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</u></p> <p><u>二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「とい</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>う。）」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>二 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</u></p> <p><u>三 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</u></p> <p><u>三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。</u></p> <p><u>4 乗用車（施行規則で定めるものに限る。）、バス（施行規則で定めるものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第五十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p><u>5 前各項の規定は、第五十四条又は法第六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</u></p> <p><u>（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車に対する自動車税の環</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>境性能割の納税義務の免除等)</u></p> <p><u>第二十二條の六 法附則第五十三條の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この項及び附則第二十三條の三第五項において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車等（以下この項及び附則第二十三條の三第五項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四十八條第一項又は法第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の施行令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び附則第二十三條の三第一項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が法附則第五十三條の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等（以下この項及び附則第二十三條の三第五項において同じ。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p> <p><u>2 自動車税の環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。</u></p> <p><u>4 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七條の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第二十三条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの)をいう。次項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの)をいう。次項第二号及び同条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。第一号及び次条第二項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条第一項において同じ。)、キャンピング車(キャンピングトレーラを除く。同条第一項において同じ。)、第五十条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>一 <u>ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。)</u>又は<u>石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。次</u></p>	<p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第二十三条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車)をいう。次項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車)をいう。次項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。次条第一項において同じ。)、キャンピング車(キャンピングトレーラを除く。次条第一項において同じ。)、第五十五条の八第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>一 <u>第五十一条第一項第一号に規定するガソリン自動車(次項第四号及び第三項第一号において「ガソリン自動車」という。)</u>又は<u>同条第一項第二号に規定する石油ガス自動車(次項第五号及び第三項第二号において「石油ガス自動車」という。)</u>で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの <u>初回新規登録を受けた日から起算し</u></p>

改正後

号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。)に該当するものを除く。同項第二号において同じ。)で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。)を受けたもの
初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 次に掲げる自動車に対する第五十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条第一項の規定により平成二十一年十月一日(同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十

改正前

て十四年を経過した日の属する年度

二 第五十一条第一項第三号に規定する軽油自動車(次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2 次に掲げる自動車に対する第五十五条の八第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 (略)

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

改正後	改正前
<p>一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>三 充電機能付電力併用自動車 <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>三 <u>法第百四十九条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車</u></p> <p>四 <u>ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>五 <u>石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第五十一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第五十一条第一項第</p>

改正後

改正前

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第五十条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車(充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項において「エネルギー消費効率」という。)が同法第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費

三号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第一項第三号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第五十五条の八第一項第一号イ及び第四号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

改正後

効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

改正前

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

<u>第一号イ</u>	<u>七千五百円</u>	<u>四千円</u>
	<u>八千五百円</u>	<u>四千五百円</u>

改正後

改正前

第二十三条の二 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第五号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下この条において同じ。）であつて埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第四十三号）第一条の二の規定による改正前の埼玉県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の条例」という。）第四十七条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の条例第四十九条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第二条第五項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率は、第五十条第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

	<u>九千五百円</u>	<u>五千円</u>
	<u>一万三千八百円</u>	<u>七千円</u>
	<u>一万五千七百元</u>	<u>八千円</u>
	<u>一万七千九百元</u>	<u>九千円</u>
	<u>二万五百円</u>	<u>一万五百円</u>
	<u>二万三千六百元</u>	<u>一万二千元</u>
	<u>二万七千二百円</u>	<u>一万四千元</u>
	<u>四万七百元</u>	<u>二万五百円</u>
<u>第四号イ</u>	<u>四千五百円</u>	<u>二千五百円</u>

第二十三条の二 埼玉県税条例の一部を改正する条例（令和元年埼玉県条例第五号）の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下この条において同じ。）であつて埼玉県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉県条例第四十三号）第一条の二の規定による改正前の埼玉県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の条例」という。）第四十七条の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の条例第四十九条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の条例に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第四十七条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第五十五条の八第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 （略）

改正後

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第二十三条の三 法附則第五十四条第一項に規定する自動車等持出困難区域（以下この条において「自動車等持出困難区域」という。）内の自動車
が、次に掲げる自動車で施行令で定めるものに該当することとなつた場合には、当該自動車は、第四十七条第一項の規定の適用については、
当該自動車に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車でなかつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号イ

改正前

2 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（自動車等持出困難区域内自動車等以外の自動車に係る自動車税の種別割の納税義務の免除等）

第二十三条の三 附則第二十二条の六第一項に規定する施行令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された他の自動車（第四十七条に規定する自動車に限る。）に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年度分

改正後	改正前
<p><u>において「引取業者」という。）に引き渡したもの</u></p> <p><u>ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの</u></p> <p><u>三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの</u></p> <p><u>イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの</u></p> <p><u>ロ イに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの</u></p>	<p><u>2 自動車税の種別割に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の施行令で定める者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。</u></p> <p><u>3 知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。</u></p> <p><u>4 前二項の規定により自動車税の種別割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。</u></p> <p><u>5 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第四十七条第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみな</u></p>

改正後	改正前
<p>第二十四条・第二十五条（略）</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第二十五条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法<u>第二条第十項</u>に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十六条～第二十八条（略）</p>	<p><u>す。</u></p> <p>第二十四条・第二十五条（略）</p> <p>（狩猟税の税率の特例）</p> <p>第二十五条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十六条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法<u>第二条第九項</u>に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十六条～第二十八条（略）</p>

(第二条関係)

改正後	改正前
<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方税法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六条第二項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号、以下「特例法」という。）第四条第一項の規定に基づき自動車税の賦課徴収について埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第一条の二 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第二条第四項から第六項までに規定するものをいう。以下同じ。）の所有する自動車に対する自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 特種用途車（特殊の用途に供する自動車で、その用途に供するための特殊の構造又は設備を有するものをいう。）に対する自動車税の税率は、その構造区分が最も類似する前項各号に掲げる自動車の当該各号に定める額とする。</p> <p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する</p>	<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収についての埼玉県税条例の臨時特例に関する条例</p> <p>(この条例の目的)</p> <p>第一条 この条例は、地方税法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第六条第二項及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号、以下「特例法」という。）第四条第一項の規定に基づき自動車税の種別割の賦課徴収について埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(自動車税の種別割の税率)</p> <p>第一条の二 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第二条第四項から第六項までに規定するものをいう。以下同じ。）の所有する自動車（<u>軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条の大型特殊自動車を除く。以下同じ。</u>）に対する自動車税の種別割の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 特種用途車（特殊の用途に供する自動車で、その用途に供するための特殊の構造又は設備を有するものをいう。）に対する自動車税の種別割の税率は、その構造区分が最も類似する前項各号に掲げる自動車の当該各号に定める額とする。</p> <p>(自動車税の種別割の徴収の方法)</p> <p>第二条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する</p>

改正後	改正前
<p>自動車に対する自動車税は、この条例で定めるところにより、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 自動車税を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、別記第一号様式の納税通知書とその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法<u>第一百五十七条第一項</u>の規定により課する自動車税の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>4 知事は、前項の規定による自動車税を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該自動車税の額に相当する現金の納付を受けた後、埼玉県税条例<u>第五十五条</u>の規定による申告書に別記第二号様式の納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。</p>	<p>自動車に対する自動車税の<u>種別割</u>は、この条例で定めるところにより、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 自動車税の<u>種別割</u>を普通徴収の方法によつて徴収する場合には、別記第一号様式の納税通知書とその納期限前十日までに納税者に交付するものとする。</p> <p>3 新規登録の申請があつた合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有に係る自動車について地方税法<u>第一百七十七条の十第一項</u>の規定により課する自動車税の<u>種別割</u>の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>4 知事は、前項の規定による自動車税の<u>種別割</u>を徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該自動車税の<u>種別割</u>の額に相当する現金の納付を受けた後、埼玉県税条例<u>第五十五条の十四</u>の規定による申告書に別記第二号様式の納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。</p>
<p>第三条・第四条 (略)</p>	<p>第三条・第四条 (略)</p>

改正後

別記第一号様式

埼玉県 領収済通知書		年度		自動車税		合計金額		円		
収納機関番号		登録番号		課税相当地年		課税事由				
税目コード		県税事務所	自動車税	年度		納期限		年	月	日
税額	円	延滞金	円	額収日付印						
納税者										
年度		額収日		額収日付印						
税目		車税								
車税										

埼玉県 納付書 (払込金受領証) 自動車税 (原付)			
登録番号 (車のナンバー)	課税年度	課税相当地年	課税事由
納期限			
年 月 日			
税額 (税率)			
円			
延滞金			
円			
合計金額			
円			
納期限			
年 月 日			
延滞金特例期間の末日			
年 月 日			
納税者			
右のとおり納付してください。			
年 月 日	埼玉県自動車税事務所長 印	額収日付印 (納税者保管)	

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかった場合にとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記第二号様式 (略)

改正前

別記第一号様式

埼玉県 領収済通知書		年度		自動車税 (種別別)		合計金額		円		
収納機関番号		登録番号		課税相当地年		課税事由				
税目コード		県税事務所	自動車税	年度		納期限		年	月	日
税額	円	延滞金	円	額収日付印						
納税者										
年度		額収日		額収日付印						
税目		車税								
車税										

埼玉県 納付書 (払込金受領証) 自動車税 (種別別) (原付)			
登録番号 (車のナンバー)	課税年度	課税相当地年	課税事由
納期限			
年 月 日			
税額 (税率)			
円			
延滞金			
円			
合計金額			
円			
納期限			
年 月 日			
延滞金特例期間の末日			
年 月 日			
納税者			
右のとおり納付してください。			
年 月 日	埼玉県自動車税事務所長 印	額収日付印 (納税者保管)	

備考 裏面には、納付方法、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納期限までに税金を納付しなかった場合にとられるべき措置、賦課に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。

別記第二号様式 (略)

(第三条関係)

改正後	改正前
<p data-bbox="232 225 562 256">彩の国みどりの基金条例</p> <p data-bbox="147 316 338 347">第一条 (略)</p> <p data-bbox="197 405 309 437">(積立て)</p> <p data-bbox="147 451 1111 528">第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p data-bbox="176 542 1111 619">一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された自動車税に係る歳入の金額の百分の一に相当する額</p> <p data-bbox="176 633 309 665">二 (略)</p> <p data-bbox="147 722 450 754">第三条～第六条 (略)</p>	<p data-bbox="1234 225 1563 256">彩の国みどりの基金条例</p> <p data-bbox="1151 316 1341 347">第一条 (略)</p> <p data-bbox="1200 405 1312 437">(積立て)</p> <p data-bbox="1151 451 2107 528">第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p data-bbox="1180 542 2107 619">一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された自動車税の種別割に係る歳入の金額の百分の一に相当する額</p> <p data-bbox="1180 633 1312 665">二 (略)</p> <p data-bbox="1151 722 1453 754">第三条～第六条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>埼玉県税条例の一部を改正する条例 (令和元年埼玉県税条例第五号)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条及び<u>附則第七項</u>の規定 令和三年四月一日</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>埼玉県税条例の一部を改正する条例 (令和元年埼玉県税条例第五号)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二条及び<u>附則第九項</u>の規定 令和三年四月一日</p> <p>四・五</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項及び次項において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項及び次項において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（次項において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。次項において「新法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（次項において「自動車等持出困難区域」という。）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> (削る)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二条の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。</u></p> <p><u>8 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、新条例附則第二十二条の六第一項並びに第二十三条の三第一項及び第五項の規定を適用する。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p>